

[事案 2024-80] 転換契約無効請求

・令和 6 年 11 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 7 月に契約した定期保険特約付終身保険（契約①）を、平成 10 年 4 月に定期保険特約付終身保険（契約②）に転換し、平成 12 年 7 月に契約②を利率変動型積立終身保険（契約③）に転換したが、以下等の理由により、転換を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約③について、募集人から、入院日額 8000 円の良い保険ができたと言われて契約したが、後日確認したところ契約②も入院日額 8000 円だった。勧誘時の説明に虚偽がある。
- (2) 契約②③の告知書では、喫煙の有無の質問に対し「いいえ」と回答されているが、私は当時喫煙者であったので、募集人と医師が操作したものと思われる。
- (3) 令和 3 年頃、保険会社に対し、担当支社や担当者の変更履歴の報告を求めていたが、保険会社の回答に誤りが多かった。契約①を契約して以降、自分に連絡・挨拶がなく、担当拠点・担当者が変わっていた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約②の申込みからやや早いと思いつつも、契約③の商品性を気に入っていたため、申立人に提案した。
- (2) 募集人は、契約③を勧めるにあたり適切な説明を行っており、併せて転換比較表にて保障内容を比較して紹介している。
- (3) 募集人は、契約③の締結後、申立人の職場を訪問しており、申立人が退職した後は、年末に申立人の自宅を必ず訪問していたが、その間に契約③に関する苦情申出は一切なかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。